

[平成19年第 6回12月定例会-12月11日-04号]

◆22番（松坂知恒議員） 市民連合の松坂知恒です。

午前中に質疑をいただきました。早速、第139号から第157号議案、公の施設の指定管理者の指定についてお聞きいたします。

先に、指定管理者の不正事件についてお話をいたします。

広島ユースホステルという宿泊施設が東区にあります。平成18年度に指定管理者を公募したところ、二つの団体より応募があり、日本ユースホステル協会が選定され、指定管理者となりました。

この日本ユースホステル協会は、指定管理者となる平成18年4月より以前から、広島市と委託契約を結び、広島ユースホステルの業務を委託されていました。業務内容は、宿泊に関することなどです。広島市は、この委託期間中、委託経費と宿泊料収入の差額を、毎年、日本ユースホステル協会に支払っていました。その差額は、判明している範囲では、平成13年度から平成17年度にかけて毎年486万円から788万円に上り、13年度から17年度の総額は3180万円です。

ところが、宿泊業務を行っているはずの職員3名のうち1名は、委託業務ではない、自主事業である食堂の厨房で専ら調理員として働いていました。この職員は、平成11年度から広島ユースホステルの職員として雇用されており、1年間の給与は280万円程度でした。食堂では、宿泊客から1食当たり朝食費550円、夕食費850円を徴収しており、宿泊業務とは別会計で、平成16年度までの余剰金累計は275万円あり、平成17年度も単年度で127万円の黒字でした。

本来、食堂の会計から支払われるべきこの調理員の給与を、日本ユースホステル協会は宿泊業務の会計から支払った末、毎年486万円から788万円の赤字を計上し、その赤字額全額を広島市に払わせていたのです。つまり、調理員の給与の7年間分約1960万円は詐取されていたのです。所管局である広島市都市活性化局は、この不正に気づくことなく、平成18年4月、指定管理の協定書を交わし、18年度、19年度と、職員3人分の給与を含む指定管理料を毎年払い続けているのです。

それ以外にも、日本ユースホステル協会は、18年度の指定管理者の公募に当たって、夕食時間を今までの18時30分から19時30分までであったものを、終了時間を20時まで30分延ばしてサービスを拡大するという提案を評価され、第1位で選定されました。

しかし、18年4月の新年度早々から、食事を希望する宿泊客が9名以下の日は夕食の提供をしないと決め、19年11月まで続けていたことも判明しました。

この給与のつけ回しと、提供すべき夕食を提供しなかったという二つの事実は、指定管理者としての資質を大いに疑うものであり、またこれに気づかず見過ごしていた広島市の責任も、また大なるものがあります。

このような状況で、今後、指定管理者制度が支障なく運用されるのでしょうか。市民の納めた税金が詐取されたり、市民サービスが著しく損なわれたりしないのでしょうか、甚だ疑問であります。

そこでお聞きします。

1、指定管理者制度全般についてお聞きします。協定書に違反する行為があった場合、広島市はどのような処分を実行されるのでしょうか。また、指定管理者の指定を取り消すという処分は、どのような場合に発令されるのでしょうか。

2、このような不祥事の再発防止のため、広島市は今後どのような方策を講じていくのでしょうかお答えください。

続いてお尋ねします。第139号議案から第146号議案まで、広島市の公民館の指定管理者は、8館とも広島市ひと・まちネットワークを指定しようとするものですが、公表されている選定結果についてお尋ねします。

評価項目1は、市民の平等利用を確保することができるという事項ですが、ひと・まちネットワークが先日みずから明らかにしたように、ホームページからの予約をできなようにしていたにもかかわらず、公民館8館とも5点満点の3.5点を獲得し、他の団体を1点以上引き離して1位の評価を受けた理由をお聞かせください。また、この評価に当たって、ホームページの一件を考慮されたのでしょうか、あわせてお答えください。

これで質問を終わります。

御清聴、ありがとうございました。

○藤田博之 議長 企画総務局長。

◎南部盛一 企画総務局長 指定管理者が協定書に違反した行為を行った場合について、まずお答えいたします。

地方自治法第244条の2第10項では、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者から当該管理の業務等に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をすることができる旨を規定しています。また、同条第11項において、指定管理者がその指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、指定を取り消し、または業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができる旨、規定されています。

これを受けまして、本市の基本協定書においても、実地調査、指示、指定の取り消し、業務の全部または一部の停止等について、同様の定めをしております。

したがって、指定管理者が協定書に違反する重大な行為をした場合には、個別の事案に即し、例えば不正な行為と認識しながら行われたものであるか否か、その行為によって利用者等に生じた被害はどの程度か。また、改善策を策定するなど、その行為を反省し、今後、真摯に業務に取り組む姿勢があるか否かなどを総合的に検討した上で、指定の取り消し等をするか否かについて判断をすることになります。

次に、不祥事再発防止のための方策についてでございます。

不祥事の再発防止を図るためには、指定管理業務が適正に行われているかどうかのチェックをより適切に行っていく必要がございます。

指定管理者業務については、さきの決算特別委員会において、業務の実施状況に対するチェックの強化を求める御意見がございました。これを受けて、各局の意見を聞きながら検討を行い、チェック機能の強化策を11月末に取りまとめ、12月7日に各局に通知を行いました。

このチェック機能の検討に当たっては、指定管理者制度があらかじめ管理者としての適性を判断した上で、議会の議決を得た者に公の施設の管理を代行させるものであり、チェック業務が市にとって過度な負担になることは、制度の趣旨にかんがみ、適当でないと考えられることから、事業報告書や業務報告書といった書面によるチェックをより確実に行うことを基本としつつ、これを補完するため、次の3点を新たな強化策としております。

1点目は、虚偽の報告を行ったことが判明した場合は、その動機、内容などを勘案した上で指定の取り消しを行う場合があることを、各指定管理者に周知徹底をいたします。

2点目は、実地調査について、現在実施している調査に加え、時期をとらえ、ポイントを絞った調査を、事前に指定管理者に通告することなく実施します。

3点目は、利用者において、指定管理者だけでなく、市にも直接、苦情等を述べるができるよう、公の施設の利用者の見やすい場所に、指定管理者の連絡先とあわせて、市の所管課の連絡先等も掲示をいたします。

今後とも、各局と連携を図りながら、指定管理業務が適正に行われるよう、適切に対応してまいりたいというように考えております。

○藤田博之 議長 市民局長。

◎島本登夫 市民局長 指定管理者の公募選定における市民の平等利用の確保の項目の評価についての御質問にお答えをいたします。

公民館の指定管理者候補は、外部委員も加わった市民局指定管理者候補選定委員会において、応募者から提出された指定申請書に記載された内容をもとに審査を行い、選定したものでございます。

具体的には、指定管理者応募要領の評価基準に示しているとおり、市民の平等利用の確保に関しては、まず正当な理由がなく市民の利用を拒んだり不当な差別的取り扱いをしないため、どのような方策が考えられているか。そして、法律、条例、規則等に基づき、利用を拒むべき場合について正確に理解しているか、また適切な対応ができるようになっているかという点を評価のポイントとして採点を行っております。

その結果として、ひと・まちネットワークが平等利用の確保策や理解度において、よりすぐれていたことから、他の団体を上回る得点となったものでございます。

本年8月下旬に判明いたしました、ひと・まちネットワークが管理する宇品公民館での公共施設予約システムに係る不適切な事務処理に関しましては、判明後、直ちにインターネット予約の修正が図られており、また指定管理の基本協定書に基づく市からの改善指示

に対して、財団から再発防止策が回答されております。

こうしたことから、この事案につきましては、平成 19 年、2007 年 5 月から 8 月にかけて市民の平等利用を阻害しているため、平成 19 年度、2007 年度の業務実施状況の評価に反映することにはなりますが、今回の指定管理者候補の選定に当たっての減点の要素とはならないものと考えております。

以上でございます。

○藤田博之 議長

松坂議員。

◆22 番（松坂知恒議員） いろいろ指定管理者制度のもとで不正が出てきているわけでございますし、企画総務局長、厳しく対策を講じるというお答えではあったわけですが、このユースホステルの問題は、まだ解決を見ておりませんし、金額の返還についてもまだ協議が終わっていないということです。調査して、すべての結果が明らかになった段階で、広島市から一定の報告をいただいて、市民の皆さんに厳正に取り扱いましたという報告を 1 日も早くしていただくということを要望いたしまして、この制度そのものについても、やはり根本的に所管する局、広島市全体として、よくその運用について厳しく見詰め直していただかなければ、食品偽装の問題ではありませんが、次々発覚すると。見つからなければいいのではないかと、見つければ改善勧告に従って直せばいいというような、安易な団体側の姿勢にもつながりかねない根本的な制度を揺るがす大問題と、私も認識しておりますし、理事者の皆様にもそういう認識で当たっていただきたいということを申し上げて終わります。